

一般社団法人 わかやま CityClub  
定 款

令和 7 年 12 月 8 日 作成  
令和 7 年 12 月 23 日 公証人認証  
令和 7 年 12 月 23 日 会社設立

# 一般社団法人わかやま City Club 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本法人は、一般社団法人わかやま City Club と称する。

### 第2条（目的）

本法人は、「スポーツ・文化を通して健全で活気ある地域づくり・人づくり」を理念とし、地域住民の心身の健全な発達及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

### 第3条（事業）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. スポーツ振興に関する事業
2. 健康増進及び体力向上に関する事業
3. 競技大会及び各種イベントの企画・開催
4. 地域の学校、関係機関又は民間企業との連携事業
5. スポーツ施設の利用促進、整備・安全管理等に関する事業
6. 広報・普及啓発、刊行物の発行及び情報発信に関する事業
7. その他目的達成に必要な事業

### 第4条（主たる事務所）

本法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市新八百屋丁17番地に置く。

### 第5条（公告の方法）

本法人の公告は、電子公告により行う。公告を行うウェブサイトのURLは  
(<https://wakayama-cityclub.org/information/>) とする。やむを得ない事由により電子公告をすることのできない場合は官報により行う。

## 第2章 社員及び会員

### 第6条（社員の資格）

本法人の社員（正会員）は、本法人の目的に賛同し、所定の入会手続を経て、理事会の承認を受けた18歳以上の個人又は団体とする。

### 第7条（入退会）

入会希望者は所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

退会は所定の退会届を提出することにより、いつでも自由に行うことができる。年度途中の会費は返還しない。

### 第8条（資格喪失）

社員が次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 会費を2年以上滞納したとき
3. 除名されたとき
4. 死亡又は失踪宣言を受けたとき、又は団体が解散したとき

### 第9条（除名）

社員が本法人の名誉を著しく傷つけ、または目的に反する行為をしたときは、社員総会の決議により除名することができる。

### 第10条（会費）

会員は、別途定める会員規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第11条（会員区分）

本法人は、会員規則に基づき、社員のほか、一般会員、ジュニア会員、賛助会員を置くことができる。これらの会員は社員総会における議決権を持たない。

## 第3章　社員総会

### 第12条（構成・権限）

社員総会はすべての社員をもって構成し、次の事項を決議する。

1. 理事及び監事の選任・解任
2. 定款の変更
3. 事業報告及び決算の承認
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令又は定款で社員総会の権限とされた事項

### 第13条（開催）

社員総会は、定時総会として事業年度終了後3か月以内に年1回開催し、必要があるときは臨時総会を開催する。

### 第14条（招集・議決要件）

社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

招集通知は、総会開催日の1週間前までに、書面または電子メールにより、会議の日時・場所・目的事項を通知するものとする。ただし、社員が書面または電磁的方法により議決権を行使することができる場合、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる場合には、招集通知は総会開催日の2週間前までに発するものとする。

議事は出席社員の過半数で決し、定款変更・解散等は総社員の半数以上かつ議決権の三分の2以上で決する。

2. 社員総会は、Web会議システムその他の電磁的方法を用いて開催することができ

る。社員は、当該方法により総会にリアルタイムで出席し、議決権を行使することができる。

3. 社員総会に出席できない社員については、予め通知された目的事項について、書面または電磁的方法により議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができ、その社員については出席したものとみなす。

#### 第 15 条 (議事録)

社員総会の議事録は法令に従い作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印する。議事録は 10 年間主たる事務所に備え置く。

### 第 4 章 役員及び理事会

#### 第 16 条 (役員)

本法人に次の役員を置く。

1. 代表理事 1 名
2. 副代表理事 1 名
3. 理事 3 名以上
4. 監事 1 名

#### 第 17 条 (選任・任期)

役員は社員総会で選任し、任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

#### 第 18 条 (理事会)

理事会は全理事をもって構成し、業務執行の基本方針、事業計画及び予算の承認、代表理事・副代表理事の選定、その他重要事項を決議する。

理事会は毎事業年度に 2 回以上、かつ 4 か月を超える間隔を置いて開催する。招集通知は会議の 7 日前までに、書面または電子メールで通知する。

2. 理事会は、Web 会議システムその他の電磁的方法を用いて開催することができる。理は、当該方法により会議にリアルタイムで参加し、議決権を行使することができる。
3. 理事会の決議は、理事全員が書面または電磁的方法により提案された議案に同意の意思表示をした場合には、理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が異議を述べた場合はこの限りではない。
4. 前項の意思表示を電磁的方法により行う場合には、当該方法による意思表示を行うことについて、事前に理事全員の承諾を得ていなければならない。

理事会の議事録は法令に従い作成し、出席理事が署名または記名押印する。議事録は 10 年間主たる事務所に備え置く。

#### 第 19 条 (役員の責任軽減)

本法人は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項に基づき、理事及び監事の損害賠償

責任を、法令の定める範囲で免除することができる。

また、同法第 115 条に基づき、責任限定契約を締結することができる。

## 第 5 章 資産及び会計

### 第 20 条 (経費)

本法人の経費は、入会金、会費、助成金、事業収入、協賛金その他の収入をもって充てる。

### 第 21 条 (事業年度)

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 22 条 (事業計画及び収支予算)

本法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会で作成し、社員総会の承認を受ける。

### 第 23 条 (決算及び報告)

事業年度終了後、代表理事は次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て、社員総会に提出しなければならない。

1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 附属明細書

### 第 24 条 (剰余金の分配禁止)

本法人は、社員に対し剰余金の分配をしてはならない。

### 第 25 条 (書類の備置)

前条に定める書類及び監査報告は、事業年度終了後 5 年間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。社員総会及び理事会の議事録は、法令に従い 10 年間備え置く。

## 第 6 章 定款の変更及び解散

### 第 26 条 (定款変更)

本定款の変更は社員総会の決議による。

### 第 27 条 (解散・残余財産)

本法人が解散した場合、残余財産は社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人に帰属させる。

## 第7章 情報公開

### 第28条（情報公開）

本法人は、公正に開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料、理事及び監事の名簿等を公開する。

公開方法は公式ウェブサイト（<https://wakayama-cityclub.org/information/>）に掲載する。

## 第8章 補則

### 第29条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

### 第30条（施行日）

本定款は、設立登記の日から施行する。

### 第31条（最初の事業年度）

本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から令和8年3月31日までとする。

### 第32条（設立時役員）

本法人の設立時役員は次のとおりとする。

代表理事	阪上哲哉
副代表理事	小野託摩
理事	吉本佳澄
理事	伊藤はづき
理事	中本有香
監事	小山庸子

### 第33条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

本法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員	阪上哲哉	和歌山市新八百屋丁17番地
設立時社員	小野託摩	和歌山市広瀬通丁3丁目53番地
設立時社員	吉本佳澄	和歌山市餌差町2丁目1番地
設立時社員	伊藤はづき	和歌山市新中通1丁目34番地 シティハイツニューロード803
設立時社員	中本有香	和歌山市北休賀町31番地 幸福マンション601
設立時社員	小山庸子	和歌山市畠屋敷千体仏丁3番地

### 第34条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人わかやま City Club を設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 12 月 8 日

和歌山市新八百屋丁 17 番地

設立時社員 阪上 哲哉 

和歌山市広瀬通丁 3 丁目 53 番地

設立時社員 小野 託摩 

和歌山市餌差町 2 丁目 1 番地

設立時社員 吉本 佳澄 

和歌山市新中通 1 丁目 34 番地 シティハイツニューロード 803

設立時社員 伊藤 はづき 

和歌山市北休賀町 31 番地 幸福マンション 601

設立時社員 中本 有香 

和歌山市畠屋敷千体仏丁 3 番地

設立時社員 小山 庸子 